平成２４年（フ）第９６９４号
東京都新宿区戸山２丁目28―603
債務者　今岡美弥子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９７号
東京都港区白金１丁目28―２―405
債務者　山本　雅子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９８号
東京都練馬区西大泉３丁目１―９
債務者　戸田　麗子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７００号
東京都西東京市田無町３丁目７―30　ベルジュール西東京Ⅱ201
債務者　飯干まゆみ
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０１号
東京都府中市四谷３丁目15―２
債務者　坂場　秀雄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０７号
東京都品川区八潮５丁目１―１―708
債務者　松本　雄子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０８号
東京都新宿区中落合３丁目７―３―903
債務者　石川　直美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７１１号
東京都練馬区石神井台３丁目20―25　コーポ第３白梅201
債務者　小澤こずえ
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７２３号
東京都足立区梅島２丁目36―６―202
債務者　山田　博理
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７２４号
東京都杉並区松ノ木２丁目16―４
債務者　折井　一光
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３４号
東京都練馬区北町２丁目34―２―203
債務者　高久　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３９号
東京都世田谷区喜多見２丁目10―14―305
債務者　東　　伸之
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７５０号
東京都杉並区和田２丁目23―11
債務者　山本　修司
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６号
横浜市神奈川区神奈川２丁目２番地26　ピアサイド横浜303号
債務者　八田　珠子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１７号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３―６―303
債務者　鈴木　　彰
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９６号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区９棟206号
債務者　猪股　利男
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部